

名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

<平成29年6月・修正案>

名古屋市防災会議

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
45	1	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第3節 略</p> <p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 ～ 第10 略</p> <p>第11 <u>郵政事業</u>対策</p> <p>第12 ～ 第17 略</p> <p>第5節 ～ 第9節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 ～ 第3 略</p> <p>第4 <u>避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>第5 ～ 第8 略</p> <p>第11節 ～ 第12節 略</p> <p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び<u>物資集配拠点</u></p> <p>第6 ～ 第8 略</p> <p>第14節 略</p> <p>第15節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】略</p> <p>【緊急輸送道路】</p> <p>第1 ～ 第3 略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第<u>4</u> 略</p> <p>第<u>5</u> 略</p> <p>第<u>6</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 ～ 第3節 略</p> <p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 ～ 第10 略</p> <p>第11 <u>郵便局</u>対策</p> <p>第12 ～ 第17 略</p> <p>第5節 ～ 第9節 略</p> <p>第10節 避難</p> <p>第1 ～ 第3 略</p> <p>第4 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>第5 ～ 第8 略</p> <p>第11節 ～ 第12節 略</p> <p>第13節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 ～ 第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び<u>緊急物資集配拠点</u></p> <p>第6 ～ 第8 略</p> <p>第14節 略</p> <p>第15節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【輸送】略</p> <p>【緊急輸送道路】</p> <p>第1 ～ 第3 略</p> <p><u>第4 道路啓開計画</u></p> <p>第<u>5</u> 略</p> <p>第<u>6</u> 略</p> <p>第<u>7</u> 略</p>	<p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>対策の追加</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
		<p>第7略 第8略 第9略</p> <p><u>第16節 ゴミ・し尿・災害廃棄物</u></p> <p>第1 <u>ゴミ処理</u> 第2 し尿処理 第3 <u>災害廃棄物処理</u></p> <p>第17節～第35節 略 第2章 略</p>	<p>第8略 第9略 第10略</p> <p><u>第16節 災害ゴミ・し尿・災害がれき</u></p> <p>第1 <u>災害ゴミ処理</u> 第2 し尿処理 第3 <u>災害がれき処理</u></p> <p>第17節～第35節 略 第2章 略</p>	名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正																																																								
46	14	<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営略</p> <p>◎ 別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略 2 個別事項</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>総括部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 7 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1 ゴミ・し尿等廃棄物の非常処理計画に関すること 2 略 3 搬入ゴミの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること 4～6 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～2 略 3 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>	略				総括部	略	略	1～6 略 7 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略	略				環境部	略	略	1 ゴミ・し尿等廃棄物の非常処理計画に関すること 2 略 3 搬入ゴミの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること 4～6 略	略				区本部	略	略	1～2 略 3 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略	略				<p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営略</p> <p>◎ 別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌</p> <p>1 略 2 個別事項</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>総括部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 7 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>環境部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1 ゴミ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関すること 2 略 3 ゴミの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計画に関すること 4～6 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～2 略 3 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略</td> </tr> <tr><td colspan="4">略</td></tr> </table>	略				総括部	略	略	1～6 略 7 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略	略				環境部	略	略	1 ゴミ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関すること 2 略 3 ゴミの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計画に関すること 4～6 略	略				区本部	略	略	1～2 略 3 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略	略				<p>標記の整理</p> <p>名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</p> <p>標記の整理</p>
略																																																												
総括部	略	略	1～6 略 7 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略																																																									
略																																																												
環境部	略	略	1 ゴミ・し尿等廃棄物の非常処理計画に関すること 2 略 3 搬入ゴミの焼却及び埋立処理の非常処理計画に関すること 4～6 略																																																									
略																																																												
区本部	略	略	1～2 略 3 避難(追加)勧告・指示(追加)の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略																																																									
略																																																												
略																																																												
総括部	略	略	1～6 略 7 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 8～13 略																																																									
略																																																												
環境部	略	略	1 ゴミ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関すること 2 略 3 ゴミの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計画に関すること 4～6 略																																																									
略																																																												
区本部	略	略	1～2 略 3 避難の勧告・指示等の実施及び連絡調整に関すること 4～18 略																																																									
略																																																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		略	略	
47	33	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備</p> <p>ア 略</p> <p>イ ごみ処理</p> <p>市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される<u>（追加）</u>ごみの収集、運搬及び処分や、<u>倒壊</u>した<u>建築物</u>等から発生するがれきなどの災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料81参照）</p> <p>ウ し尿処理</p> <p>市（環境部）は、各<u>避難場所</u>の<u>便所</u>が使用不<u>可能</u>になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを<u>使用</u>できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料82参照）</p>	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備</p> <p>ア 略</p> <p>イ ごみ処理</p> <p>市（環境部）は、災害により一時的多量に排出される<u>災害</u>ごみの収集、運搬及び処分や、<u>損壊</u>した<u>建物</u>等から発生するがれきなどの災害廃棄物の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料81参照）</p> <p>ウ し尿処理</p> <p>市（環境部）は、各<u>指定避難所等</u>の<u>トイレ</u>が使用不<u>（削除）</u>能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを<u>確保</u>できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。（附属資料編 計画資料82参照）</p>	<p>名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 避難対策 略</p> <p>1 市が行う避難対策</p> <p>(1) 避難対策の基本方針略</p> <p>ア 市において、警戒宣言時に避難 <u>(追加)</u> 勧告 <u>又は</u> 指示 <u>(追加)</u> の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」、「<u>がけ崩れ注意箇所</u>」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により指定された「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の地域とする。（附属資料編 計画資料15、16、<u>17</u>参照）</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 避難対象地区への広報等</p> <p>避難対象地区の住民等に対しては、平常時から <u>避難所</u> マップ等により次の事項の周知を図る。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難の勧告 <u>又は</u> 指示 <u>(追加)</u> の伝達方法</p> <p>オ～キ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> 及び警戒区域の設定等</p> <p>ア 市長は、警戒宣言時、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の勧告 <u>若しくは</u> 指示 <u>(追加)</u> を行い、</p>	<p>第4 避難対策 略</p> <p>1 市が行う避難対策</p> <p>(1) 避難対策の基本方針略</p> <p>ア 市において、警戒宣言時に避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の対象となる地区（以下「避難対象地区」という。）は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」 <u>(削除)</u> 及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により指定された「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の地域とする。（附属資料編 計画資料15、16 <u>(削除)</u> 参照）</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2) 避難対象地区への広報等</p> <p>避難対象地区の住民等に対しては、平常時から <u>ハザード</u> マップ等により次の事項の周知を図る。</p> <p>略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難の勧告・指示 <u>等</u> の伝達方法</p> <p>オ～キ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> 及び警戒区域の設定等</p> <p>ア 市長は、警戒宣言時、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難対象地区について避難の勧告・指示 <u>等</u> を行い、又は地震災害</p>	<p>標記の整理</p> <p>がけ崩れ注意箇所 指定解除に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>又は地震災害による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>(ア) 広報車等による避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示等の周知措置及び報道機関に対する放送依頼</p> <p>(イ) ～ (キ) 略</p> <p>(ク) 愛知県警察への避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請</p> <p>(ケ) 略</p> <p>(コ) 名古屋海上保安部に対する臨海部地域の避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> があった時は、区域の災害対策委員、自主防災組織及び事業所等は、あらかじめ定めた避難計画及び地震警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</p> <p>(5) ～ (9) 略</p> <p>(10) 避難場所の管理運営 避難場所においては、屋外避難が原則であることを前提に、「<u>避難所運営マニュアル</u>」、「災害救助地区本部運営マニュアル」などを準用して、地域の実情を踏まえた避難場所運営に努める。</p> <p>(11) 避難救護等の対策 ア ～ エ 略</p> <p>オ 市長から(4)に掲げる避難の勧告 <u>又は</u> 指示 <u>(追加)</u></p>	<p>による危険を防止するため必要と認める区域について警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>(ア) 広報車等による避難 <u>の</u> 勧告・指示等の周知措置及び報道機関に対する放送依頼</p> <p>(イ) ～ (キ) 略</p> <p>(ク) 愛知県警察への避難 <u>の</u> 勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請</p> <p>(ケ) 略</p> <p>(コ) 名古屋海上保安部に対する臨海部地域の避難 <u>の</u> 勧告・指示等を行った旨の通知及び協力要請</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> があった時は、区域の災害対策委員、自主防災組織及び事業所等は、あらかじめ定めた避難計画及び地震警戒本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</p> <p>(5) ～ (9) 略</p> <p>(10) 避難場所の管理運営 避難場所においては、屋外避難が原則であることを前提に、「<u>指定避難所運営マニュアル</u>」、「災害救助地区本部運営マニュアル」などを準用して、地域の実情を踏まえた避難場所運営に努める。</p> <p>(11) 避難救護等の対策 ア ～ エ 略</p> <p>オ 市長から(4)に掲げる避難の勧告 <u>・</u> 指示 <u>等</u> が行わ</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>が行われたとき、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は災害対策委員若しくは本人が属する自主防災組織が指定する者等が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。この場合、民生委員・児童委員は、地域の実情に応じて協力を努める。</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 消防・水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 消防対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出動体制の確立</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 指令・通信体制の確立</p> <p><u>車載</u>無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令・通信体制の確立にあたる。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7～第10 略</p> <p>第11 <u>郵政事業</u>対策</p> <p>1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から<u>支店及び</u></p>	<p>れたとき、アに掲げる者の避難場所までの介護又は担送は、原則として、本人の親族又は災害対策委員若しくは本人が属する自主防災組織が指定する者等が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。この場合、民生委員・児童委員は、地域の実情に応じて協力を努める。</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 消防・水防対策</p> <p>1 略</p> <p>2 消防対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 出動体制の確立</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 指令・通信体制の確立</p> <p><u>積載型</u>無線機の電源及び機能点検を実施するとともに、消防無線の聴取に努め、指令・通信体制の確立にあたる。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7～第10 略</p> <p>第11 <u>郵便局</u>対策</p> <p>1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から<u>(削除)</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>郵便局における業務の取扱いを停止する。</p> <p>2 略</p> <p>3 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、<u>支店及び郵便局</u>が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県・県公安委員会・道路管理者</p> <p>県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発せられた段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>ア 車両の走行中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。</u></p> <p><u>イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、</u></p>	<p>郵便局における業務の取扱いを停止する。</p> <p>2 略</p> <p>3 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、<u>(削除)</u>郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</p> <p>第12 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県・県公安委員会・道路管理者</p> <p>県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発せられた段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>ア 車両を運転中に警戒宣言が発せられたとき</u></p> <p><u>(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること</u></p> <p><u>(イ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付</u></p>	<p>交通の方法に関する教則の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																						
		<p><u>避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>第13～第15略 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア・イ 略 ウ 施設別の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民経済局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						市民経済局	略	略	略	略	略	中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ					<p><u>けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととしし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと</u> <u>イ 車を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき</u> <u>津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと</u></p> <p>第13～第15略 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3 略 4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 略 (2) 個別事項 ア・イ 略 ウ 施設別の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民経済局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	略						市民経済局	略	略	略	略	略	中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ					
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時			警戒宣言時																																																					
		対応	備考	対応	備考																																																					
略																																																										
市民経済局	略	略	略	略	略																																																					
	中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ																																																									
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時																																																						
		対応	備考	対応	備考																																																					
略																																																										
市民経済局	略	略	略	略	略																																																					
	中小企業振興会館、市民活動推進センター、なごや人権啓発センター、西文化セ																																																									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																												
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、<u>(追加)</u> 栄サービスセンター</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>緑政土木局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館 <u>(追加)</u></td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </table>		ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、 <u>(追加)</u> 栄サービスセンター	略		略		略						緑政土木局	略	略	略	略	略		東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館 <u>(追加)</u>	略		略		略						<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、<u>工業研究所</u>、栄サービスセンター</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td>緑政土木局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、<u>中村公園</u></td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </table>		ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、 <u>工業研究所</u> 、栄サービスセンター	略		略		略						緑政土木局	略	略	略	略	略		東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、 <u>中村公園</u>	略		略		略						施設の追加
	ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、 <u>(追加)</u> 栄サービスセンター	略		略																																																												
略																																																																
緑政土木局	略	略	略	略	略																																																											
	東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館 <u>(追加)</u>	略		略																																																												
略																																																																
	ンター、中文化センター、中小企業振興センター、消費生活センター、 <u>工業研究所</u> 、栄サービスセンター	略		略																																																												
略																																																																
緑政土木局	略	略	略	略	略																																																											
	東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、 <u>中村公園</u>	略		略																																																												
略																																																																
		略	略	施設の追加																																																												
48	99	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p>	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本部員会議</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p>																																																													

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<p>(イ) 避難勧告又は<u>指示</u>に関すること。 (ウ) ～ (フ) 略 略 ◎別表1-6-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="257 480 1048 528"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="257 528 1048 628"> <tr> <td>総括部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 7 避難<u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="257 676 1048 777"> <tr> <td>学校部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～4 略 5 <u>避難所</u>の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="257 825 1048 1027"> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～3 略 4 避難<u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u>の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>2 各部・区本部共通の任務</p> <table border="1" data-bbox="257 1123 1048 1224"> <tr> <td>1～3 略 4 <u>避難所</u>指定施設の管理運営協力に関すること 5～7 略</td> </tr> </table> <p>3 全庁体制で取り組む任務</p> <table border="1" data-bbox="257 1272 1048 1370"> <tr> <td>1～2 略 3 <u>避難所</u>の管理に関すること 4～9 略</td> </tr> </table>	略	略	略	略	総括部	略	略	1～6 略 7 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること	学校部	略	略	1～4 略 5 <u>避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)	区本部	略	略	1～3 略 4 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略	1～3 略 4 <u>避難所</u> 指定施設の管理運営協力に関すること 5～7 略	1～2 略 3 <u>避難所</u> の管理に関すること 4～9 略	<p>(イ) 避難勧告又は<u>避難指示 (緊急)</u>に関すること。 (ウ) ～ (フ) 略 略 ◎別表1-6-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務</p> <table border="1" data-bbox="1072 480 1863 528"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1072 528 1863 628"> <tr> <td>総括部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～6 略 7 避難<u>の</u>勧告・指示<u>等</u>の実施及び連絡調整に関すること</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1072 676 1863 777"> <tr> <td>学校部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～4 略 5 <u>指定避難所</u>の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1072 825 1863 1027"> <tr> <td>区本部</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1～3 略 4 避難<u>の</u>勧告・指示<u>等</u>の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u>の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>2 各部・区本部共通の任務</p> <table border="1" data-bbox="1072 1123 1863 1224"> <tr> <td>1～3 略 4 <u>指定避難所</u>の管理運営協力に関すること 5～7 略</td> </tr> </table> <p>3 全庁体制で取り組む任務</p> <table border="1" data-bbox="1072 1272 1863 1370"> <tr> <td>1～2 略 3 <u>指定避難所</u>の管理に関すること 4～9 略</td> </tr> </table>	略	略	略	略	総括部	略	略	1～6 略 7 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること	学校部	略	略	1～4 略 5 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)	区本部	略	略	1～3 略 4 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略	1～3 略 4 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること 5～7 略	1～2 略 3 <u>指定避難所</u> の管理に関すること 4～9 略	<p>避難情報の名称変更</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
略	略	略	略																																					
総括部	略	略	1～6 略 7 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること																																					
学校部	略	略	1～4 略 5 <u>避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>避難所指定施設</u>)																																					
区本部	略	略	1～3 略 4 避難 <u>(追加)</u> 勧告・指示 <u>(追加)</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略																																					
1～3 略 4 <u>避難所</u> 指定施設の管理運営協力に関すること 5～7 略																																								
1～2 略 3 <u>避難所</u> の管理に関すること 4～9 略																																								
略	略	略	略																																					
総括部	略	略	1～6 略 7 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること																																					
学校部	略	略	1～4 略 5 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること (<u>所管施設</u>)																																					
区本部	略	略	1～3 略 4 避難 <u>の</u> 勧告・指示 <u>等</u> の実施及び連絡調整に関すること 5 略 6 <u>指定避難所</u> の開閉及び管理運営に関すること 7～15 略																																					
1～3 略 4 <u>指定避難所</u> の管理運営協力に関すること 5～7 略																																								
1～2 略 3 <u>指定避難所</u> の管理に関すること 4～9 略																																								
49	111	<p>第7節 初動活動体制 第1 略</p>	<p>第7節 初動活動体制 第1 略</p>																																					

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																								
		<p>第2 震度別の初動活動等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 震度5弱以上の初動活動 (1) 略 (2) 大規模災害時 大規模災害時の初動活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>避難所の開設・運営</td> <td>避難所の運営</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難者数等の実態把握</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>救援・救護活動</td> <td>飲料水、食糧の確保、供給</td> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td>避難所等への仮設トイレの設置</td> <td>→→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ごみ焼却場、終末処理場等施設の被害状況の把握</td> <td>略</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定</td> <td>→→</td> <td>→→ (特に倒壊・流失家屋の処理)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策用地の活用 略</p> <p>表中</p>	活動の区分	略	略	略	略				避難	避難所の開設・運営	避難所の運営	→→			避難者数等の実態把握	→→			避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導	→→	救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		(追加)		略	略	略	活動の区分	略	略	略	略				廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→			ごみ焼却場、終末処理場等施設の被害状況の把握	略	→→		廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に倒壊・流失家屋の処理)	略				<p>第2 震度別の初動活動等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 震度5弱以上の初動活動 (1) 略 (2) 大規模災害時 大規模災害時の初動活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>指定避難所の開設・運営</td> <td>指定避難所の運営</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>避難者数等の実態把握</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>指定避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>救援・救護活動</td> <td>飲料水、食糧の確保、供給</td> <td></td> <td>飲料水、食糧の配布</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td>避難所等への仮設トイレの設置</td> <td>→→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境事業所、焼却工場、最終処分場等施設の被害状況の把握</td> <td>略</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定</td> <td>→→</td> <td>→→ (特に損壊・流失家屋の処理)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策用地の活用 略</p> <p>表中</p>	活動の区分	略	略	略	略				避難	指定避難所の開設・運営	指定避難所の運営	→→			避難者数等の実態把握	→→			指定避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導	→→	救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		飲料水、食糧の配布		略	略	略	活動の区分	略	略	略	略				廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→			環境事業所、焼却工場、最終処分場等施設の被害状況の把握	略	→→		災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に損壊・流失家屋の処理)	略				<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>対策の追加</p> <p>名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正</p>
活動の区分	略	略	略																																																																																																									
略																																																																																																												
避難	避難所の開設・運営	避難所の運営	→→																																																																																																									
		避難者数等の実態把握	→→																																																																																																									
		避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導	→→																																																																																																									
救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		(追加)																																																																																																									
	略	略	略																																																																																																									
活動の区分	略	略	略																																																																																																									
略																																																																																																												
廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→																																																																																																										
	ごみ焼却場、終末処理場等施設の被害状況の把握	略	→→																																																																																																									
	廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に倒壊・流失家屋の処理)																																																																																																									
略																																																																																																												
活動の区分	略	略	略																																																																																																									
略																																																																																																												
避難	指定避難所の開設・運営	指定避難所の運営	→→																																																																																																									
		避難者数等の実態把握	→→																																																																																																									
		指定避難所の衛生関管理、食中毒対策、指導	→→																																																																																																									
救援・救護活動	飲料水、食糧の確保、供給		飲料水、食糧の配布																																																																																																									
	略	略	略																																																																																																									
活動の区分	略	略	略																																																																																																									
略																																																																																																												
廃棄物処理	避難所等への仮設トイレの設置	→→																																																																																																										
	環境事業所、焼却工場、最終処分場等施設の被害状況の把握	略	→→																																																																																																									
	災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定	→→	→→ (特に損壊・流失家屋の処理)																																																																																																									
略																																																																																																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
		総括部：略 住宅都市部：略 物資班：略 環境部：ごみ、 <u>災害廃棄物</u> の仮置場 その他：略 略	総括部：略 住宅都市部：略 物資班：略 環境部：ごみ、 <u>災害がれき</u> の仮置場 その他：略 略																			
50	130	第8節 情報連絡活動 第1～第2略 第3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2略 3 被害情報 (1) 被害情報等の区分及び収集担当 略 (部門別の情報) <table border="1" data-bbox="293 903 848 1019"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>商工業関係情報</td> <td>略</td> <td>市民経済部 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> 略 4 対策情報 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) <u>避難所</u> 開設指示以前における <u>避難所施設</u> の情報 住民が自発的に <u>避難所施設</u> に避難した場合にお ける <u>避難所施設</u> 情報の伝達系統は次のとおりとす る。	略	略	略	商工業関係情報	略	市民経済部 <u>(追加)</u>	略	略	略	第8節 情報連絡活動 第1～第2略 第3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2略 3 被害情報 (1) 被害情報等の区分及び収集担当 略 (部門別の情報) <table border="1" data-bbox="1106 903 1662 1019"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>商工業関係情報</td> <td>略</td> <td>市民経済部 <u>観光文化交流部</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> 略 4 対策情報の収集・伝達 (1) 略 (2) 対策情報の伝達方法 ア 略 イ 住民避難状況の報告 (ア) <u>指定避難所</u> の開設指示以前における <u>指定避難所</u> の情報 住民が自発的に <u>指定避難所</u> に避難した場合にお ける <u>(削除)</u> 情報の伝達系統は次のとおりとする。	略	略	略	商工業関係情報	略	市民経済部 <u>観光文化交流部</u>	略	略	略	組織改正に伴う整 理 災害対策基本法改 正に伴う修正
略	略	略																				
商工業関係情報	略	市民経済部 <u>(追加)</u>																				
略	略	略																				
略	略	略																				
商工業関係情報	略	市民経済部 <u>観光文化交流部</u>																				
略	略	略																				

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																												
		<p>図中</p> <p>避難所施設管理者</p> <p>(イ) 避難所開設指示以後における避難所施設の情報 区本部は、避難所施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は避難所を開設した場合は、避難所開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。</p> <p>ウ～ク略 略</p>	<p>図中</p> <p>施設管理者</p> <p>(イ) 指定避難所の開設指示以後における指定避難所の情報 区本部は、指定避難所の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。</p> <p>ウ～ク略 略</p>																																																																																																																																																																																																													
51	148	<p>第10節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p>1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）</p> <table border="1" data-bbox="360 954 943 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人口 平成22年 国勢調査</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 2,263,894</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td>160,015</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td>73,272</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td>165,785</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td>144,995</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td>136,164</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td>78,353</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td>105,536</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td>105,061</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td>64,719</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td>221,521</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td>149,215</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td>141,310</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td>168,551</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td>229,592</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td>161,012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	人口 平成22年 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 2,263,894	略	略	略	略	千種区	160,015	略	略	略	略	東 区	73,272					北 区	165,785					西 区	144,995					中村区	136,164					中 区	78,353					昭和区	105,536					瑞穂区	105,061					熱田区	64,719					中川区	221,521					港 区	149,215					南 区	141,310					守山区	168,551					緑 区	229,592					名東区	161,012					<p>第10節 災害救助法の適用</p> <p>第1 適用基準</p> <p>1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）</p> <table border="1" data-bbox="1178 954 1760 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人口 平成27年 国勢調査</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 市</td> <td>人 2,296,014</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千種区</td> <td>164,499</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東 区</td> <td>78,079</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td>163,585</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西 区</td> <td>149,149</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中村区</td> <td>133,275</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中 区</td> <td>83,210</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和区</td> <td>107,200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>瑞穂区</td> <td>105,384</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>熱田区</td> <td>65,903</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中川区</td> <td>220,301</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港 区</td> <td>146,789</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南 区</td> <td>136,992</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>守山区</td> <td>172,899</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑 区</td> <td>241,898</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td>164,119</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	人口 平成27年 国勢調査	略	略	略	略	全 市	人 2,296,014	略	略	略	略	千種区	164,499	略	略	略	略	東 区	78,079					北 区	163,585					西 区	149,149					中村区	133,275					中 区	83,210					昭和区	107,200					瑞穂区	105,384					熱田区	65,903					中川区	220,301					港 区	146,789					南 区	136,992					守山区	172,899					緑 区	241,898					名東区	164,119					<p>時点修正</p>
区分	人口 平成22年 国勢調査	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
全 市	人 2,263,894	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
千種区	160,015	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
東 区	73,272																																																																																																																																																																																																															
北 区	165,785																																																																																																																																																																																																															
西 区	144,995																																																																																																																																																																																																															
中村区	136,164																																																																																																																																																																																																															
中 区	78,353																																																																																																																																																																																																															
昭和区	105,536																																																																																																																																																																																																															
瑞穂区	105,061																																																																																																																																																																																																															
熱田区	64,719																																																																																																																																																																																																															
中川区	221,521																																																																																																																																																																																																															
港 区	149,215																																																																																																																																																																																																															
南 区	141,310																																																																																																																																																																																																															
守山区	168,551																																																																																																																																																																																																															
緑 区	229,592																																																																																																																																																																																																															
名東区	161,012																																																																																																																																																																																																															
区分	人口 平成27年 国勢調査	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
全 市	人 2,296,014	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
千種区	164,499	略	略	略	略																																																																																																																																																																																																											
東 区	78,079																																																																																																																																																																																																															
北 区	163,585																																																																																																																																																																																																															
西 区	149,149																																																																																																																																																																																																															
中村区	133,275																																																																																																																																																																																																															
中 区	83,210																																																																																																																																																																																																															
昭和区	107,200																																																																																																																																																																																																															
瑞穂区	105,384																																																																																																																																																																																																															
熱田区	65,903																																																																																																																																																																																																															
中川区	220,301																																																																																																																																																																																																															
港 区	146,789																																																																																																																																																																																																															
南 区	136,992																																																																																																																																																																																																															
守山区	172,899																																																																																																																																																																																																															
緑 区	241,898																																																																																																																																																																																																															
名東区	164,119																																																																																																																																																																																																															

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																						
		<table border="1"> <tr> <td>天白区</td> <td>158,793</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	天白区	158,793					<table border="1"> <tr> <td>天白区</td> <td>162,732</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	天白区	162,732																																																															
天白区	158,793																																																																									
天白区	162,732																																																																									
52	151	<p>略</p> <p>第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2">防災危機 管理局</td> </tr> <tr> <td>21大都市災害時相互応援に関する協定 (大都市協定)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>消防相互応援協定</u></td> <td><u>名古屋市、近隣9市町及び4消防 組合</u></td> <td rowspan="5">消 防 局</td> </tr> <tr> <td><u>愛知県内広域消防相互応援協定</u></td> <td><u>県内29市町11消防一部事務 組合1広域連合</u></td> </tr> <tr> <td><u>五都市消防相互応援協定</u></td> <td><u>名古屋市、京都市、大阪市、堺 市及び神戸市</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互 応援協定</u></td> <td><u>東京消防庁及び名古屋市</u></td> </tr> <tr> <td><u>愛知県緊急消防援助隊受援計画</u></td> <td><u>総務省消防庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>20</u>大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び<u>19</u>政令都市</td> <td rowspan="2">健康福祉 局</td> </tr> <tr> <td><u>20</u>大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書</td> <td>東京都及び<u>19</u>政令都市</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定</td> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	防災危機 管理局	21大都市災害時相互応援に関する協定 (大都市協定)	略	<u>消防相互応援協定</u>	<u>名古屋市、近隣9市町及び4消防 組合</u>	消 防 局	<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>	<u>県内29市町11消防一部事務 組合1広域連合</u>	<u>五都市消防相互応援協定</u>	<u>名古屋市、京都市、大阪市、堺 市及び神戸市</u>	<u>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互 応援協定</u>	<u>東京消防庁及び名古屋市</u>	<u>愛知県緊急消防援助隊受援計画</u>	<u>総務省消防庁</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書	略	略	<u>20</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	健康福祉 局	<u>20</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定	略	略	大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書	略	中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ	略	略	<p>略</p> <p>第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2">防災危機 管理局</td> </tr> <tr> <td>21 大都市災害時相互応援に関する協 定 (大都市協定)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相 互応援に関する協定書</u></td> <td><u>尾張部清掃工場 10 団体に構 成</u></td> <td rowspan="2">環 境 局</td> </tr> <tr> <td><u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u></td> <td><u>名古屋市、東海市、知多市及 び東部知多衛生組合</u></td> </tr> <tr> <td>災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>21</u>大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び<u>20</u>政令都市</td> <td rowspan="2">健康福祉 局</td> </tr> <tr> <td><u>21</u>大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書</td> <td>東京都及び<u>20</u>政令都市</td> </tr> <tr> <td>災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定</td> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	防災危機 管理局	21 大都市災害時相互応援に関する協 定 (大都市協定)	略	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相 互応援に関する協定書</u>	<u>尾張部清掃工場 10 団体に構 成</u>	環 境 局	<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	<u>名古屋市、東海市、知多市及 び東部知多衛生組合</u>	災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書	略	略	<u>21</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	健康福祉 局	<u>21</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定	略	略	大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書	略	中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ	略	略	<p>建制順へ変更</p> <p>風水害対策計画と の整合</p> <p>時点修正</p>
名称	締結団体・機関	所管局																																																																								
略	略	防災危機 管理局																																																																								
21大都市災害時相互応援に関する協定 (大都市協定)	略																																																																									
<u>消防相互応援協定</u>	<u>名古屋市、近隣9市町及び4消防 組合</u>	消 防 局																																																																								
<u>愛知県内広域消防相互応援協定</u>	<u>県内29市町11消防一部事務 組合1広域連合</u>																																																																									
<u>五都市消防相互応援協定</u>	<u>名古屋市、京都市、大阪市、堺 市及び神戸市</u>																																																																									
<u>東京消防庁・名古屋市航空機消防相互 応援協定</u>	<u>東京消防庁及び名古屋市</u>																																																																									
<u>愛知県緊急消防援助隊受援計画</u>	<u>総務省消防庁</u>																																																																									
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																								
災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書	略	略																																																																								
<u>20</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書	東京都及び <u>19</u> 政令都市	健康福祉 局																																																																								
<u>20</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書	東京都及び <u>19</u> 政令都市																																																																									
災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定	略	略																																																																								
大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書	略																																																																									
中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ	略	略																																																																								
名称	締結団体・機関	所管局																																																																								
略	略	防災危機 管理局																																																																								
21 大都市災害時相互応援に関する協 定 (大都市協定)	略																																																																									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																								
<u>尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相 互応援に関する協定書</u>	<u>尾張部清掃工場 10 団体に構 成</u>	環 境 局																																																																								
<u>ごみ処理相互応援に関する協定書</u>	<u>名古屋市、東海市、知多市及 び東部知多衛生組合</u>																																																																									
災害時の一般廃棄物処理及び下水処 理に係る相互応援に関する協定書	略	略																																																																								
<u>21</u> 大都市民生主管部局大規模災害時相 互応援に関する覚書	東京都及び <u>20</u> 政令都市	健康福祉 局																																																																								
<u>21</u> 大都市衛生主管局災害時相互応援に 関する確認書	東京都及び <u>20</u> 政令都市																																																																									
災害発生時における火葬場の相互応援 協力に関する協定	略	略																																																																								
大地震による災害発生時の相互協力等 に関する覚書	略																																																																									
中部地方における災害時の相互協力に 関する申し合わせ	略	略																																																																								

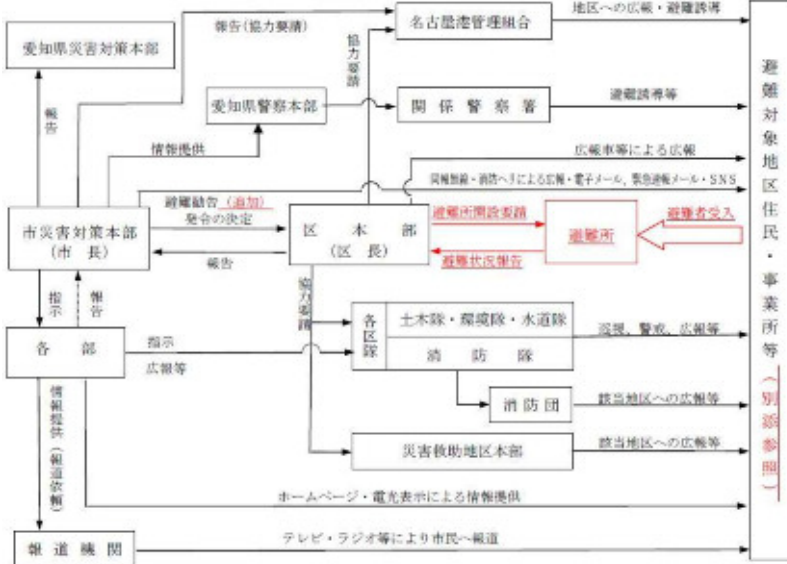
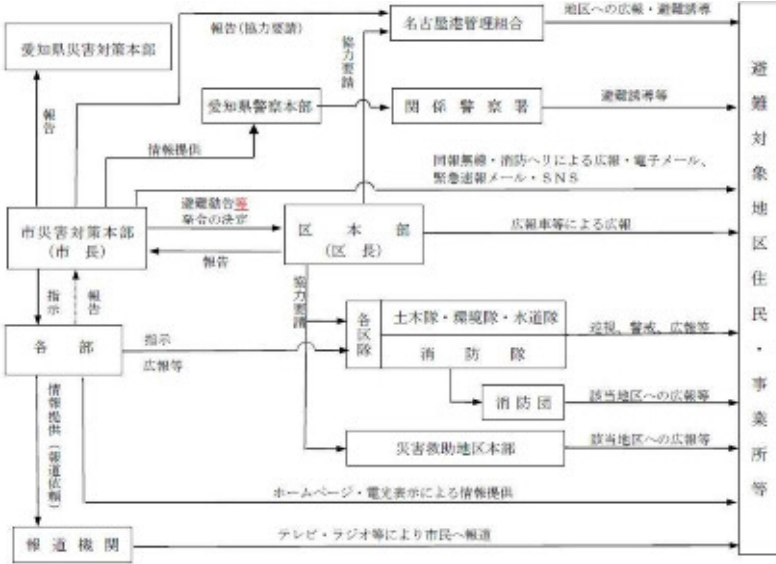
地震災害対策計画編

連番	頁	修正前			修正後			備考		
		(追加)	(追加)	(追加)	消防相互応援協定	名古屋市、近隣9市町及び4消防組合	消防局	建制順へ変更		
					愛知県内広域消防相互応援協定	県内28市町7消防一部事務組合1広域連合			上下水道局	協定の追加
					五都市消防相互応援協定	名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市				
					東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁及び名古屋市				
					愛知県緊急消防援助隊受援計画	総務省消防庁				
		水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局	水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局		協定の追加	
		19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略		19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	略				
		日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略		日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略				
		(追加)	(追加)		災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	新潟市水道局				
		東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略		東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略				
		略	略	略	略	略	略	略		
53	161	第12節 消防・水防・津波対策活動 【消防活動】 略 第1～第3略 第4 消防部隊の運用 1 部隊運用の基本方針 (1) 略 (2) 救急活動は、(追加) 現有の救急隊で対応するものとする。 略 【水防活動】 略 第1～第2略 第3 急傾斜地等対策			第12節 消防・水防・津波対策活動 【消防活動】 略 第1～第3略 第4 消防部隊の運用 1 部隊運用の基本方針 (1) 略 (2) 救急活動は、原則として、現有の救急隊で対応するものとする。 略 【水防活動】 略 第1～第2略 第3 急傾斜地等対策			対策の整理		

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>市内にある急傾斜地崩壊危険区域及びがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても、必要な警戒活動、広報活動、応急対策を適切に実施する。</p> <p>略</p> <p>【津波対策活動】</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 <u>避難所</u>の開設及び運営等</p> <p><u>避難所</u>の開設及び運営については、第1章第13節、第17節第4、第24節第6及び第8の定めるところによる。</p> <p>略</p>	<p>市内にある急傾斜地崩壊危険区域 <u>(削除)</u> 並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域についても、必要な警戒活動、広報活動、応急対策を適切に実施する。</p> <p>略</p> <p>【津波対策活動】</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>4 <u>指定避難所</u>の開設及び運営等</p> <p><u>指定避難所</u>の開設及び運営については、第1章第13節、第17節第4、第24節第6及び第8の定めるところによる。</p> <p>略</p>	<p>がけ崩れ注意箇所の指定解除に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
54	173	<p>第13節 避難</p> <p>地震災害が発生した場合において、<u>(追加)</u> 差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を<u>一時収容する</u>ため、避難勧告・<u>指示</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>第1 <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>1 避難勧告・<u>指示</u>の発令者</p> <p>災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・<u>指示</u>をする。なお、<u>災害対策基本法</u>など関係法令により次表のとおり避難の勧告・指示を行い得るよう定められて</p>	<p>第13節 避難</p> <p>地震災害が発生した場合において、<u>指定緊急避難場所へ緊急避難させ</u>、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・焼失等により住家を失った被災者を<u>指定避難所に一時的に滞在させる</u>ため、避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>、避難誘導及び避難所の開設等について定める。</p> <p>第1 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>1 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の発令者</p> <p>災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>を発令する。なお、<u>災対法</u>など関係法令により次表のとおり避難の勧告・指示を行い得るよう定</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>避難情報の名称変更</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>いる。</p> <p>2 避難勧告・<u>指示</u>の基準 略</p> <p>3 避難勧告・<u>指示の実施</u></p> <p>(1) 避難勧告・<u>指示</u>は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。</p> <p>略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示を実施</u>しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</p> <p>(3) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示を実施</u>するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</p> <p>略</p> <p>(4) 区本部及び各区隊は、広報車その他の可能な方法により、避難勧告・<u>指示</u>を行う。</p> <p>(5) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別訪問等により、避難勧告・<u>指示の徹底を図る</u>。</p> <p>(6) 庶務部は、テレビ・ラジオ放送により避難勧告・<u>指示の周知を図る</u>ため、必要に応じて報道機関に対し協力を要請する。</p> <p>(7) 総括部は、電子メール（きずなネット防災情報）、</p>	<p>められている。</p> <p>2 避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の基準 略</p> <p>3 避難勧告・<u>避難指示（緊急）の発令</u></p> <p>(1) 避難勧告・<u>避難指示（緊急）の発令</u>は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。</p> <p>略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>避難指示（緊急）を発令</u>しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。</p> <p>(3) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>避難指示（緊急）を発令</u>するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。</p> <p>略</p> <p>(4) 区本部及び各区隊は、広報車その他の可能な方法により、避難勧告・<u>避難指示（緊急）の広報</u>を行う。</p> <p>(5) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別訪問等により、避難勧告・<u>避難指示（緊急）が発令されたことを周知する</u>。</p> <p>(6) 庶務部は、テレビ・ラジオ放送により避難勧告・<u>避難指示（緊急）が発令されたことを周知する</u>ため、必要に応じて報道機関に対し協力を要請する。</p> <p>(7) 総括部は、電子メール（きずなネット防災情報）、</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）により、避難勧告・<u>指示</u>の情報を配信する。</p> <p>(8) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告・<u>指示</u>を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等 ア 津波警報発表に係る避難勧告・<u>指示</u>の発令情報系統</p>  <p>イ～エ略</p> <p>(10) 略</p> <p>4 報告、公示</p> <p>(1) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>指示</u>を発令したと</p>	<p>緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）により、避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の情報を配信する。</p> <p>(8) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難勧告・<u>避難指示（緊急）の発令</u>を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等 ア 津波警報発表に係る避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の発令情報系統</p>  <p>イ～エ略</p> <p>(10) 略</p> <p>4 報告、公示</p> <p>(1) 市長（本部長）は、避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u></p>	<p>情報の伝達系統の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
		<p>き及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）</p> <p>ア 避難勧告・<u>指示</u>の発令者名 イ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区長（区本部長）は、避難勧告<u>指示</u>の実施状況について、総括部に報告する。</p> <p>第2 避難誘導及び移送</p> <p>1 避難の誘導</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="257 858 1050 1283"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災の拡大により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>一時避難場所</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>(追加)</u> がけくずれ等の地変 <u>(追加)</u> により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>避難場所</u></td> </tr> <tr> <td>・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>避難場所</u></td> </tr> <tr> <td>・津波警報の発表により避難をするとき</td> <td><u>・海拔6m以上の高台</u> <u>・付近に高台がないときは、津波避難ビル</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>2 移送</p> <p>避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>避難所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる場合</p>	避難の理由	避難先	・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 <u>一時避難場所</u>	・ <u>(追加)</u> がけくずれ等の地変 <u>(追加)</u> により避難をするとき	広域避難場所 <u>避難場所</u>	・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域避難場所 <u>避難場所</u>	・津波警報の発表により避難をするとき	<u>・海拔6m以上の高台</u> <u>・付近に高台がないときは、津波避難ビル</u>	<p>を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）</p> <p>ア 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 イ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 区長（区本部長）は、避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u>の実施状況について、総括部に報告する。</p> <p>第2 避難誘導及び移送</p> <p>1 避難の誘導</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="1070 858 1863 1283"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災の拡大により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>(大規模な火事の指定緊急避難場所)</u></td> </tr> <tr> <td>・<u>余震</u>がけくずれ等の地変等により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>一時避難場所</u> <u>小・中学校のグラウンド</u> <u>(地震の揺れの指定緊急避難場所)</u></td> </tr> <tr> <td>・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 <u>指定避難所</u></td> </tr> <tr> <td>・津波警報の発表により避難をするとき</td> <td><u>・津波浸水想定区域外</u> <u>・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル(津波の指定緊急避難場所)等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>2 移送</p> <p>避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の<u>指定避難所</u>へ早急に避難させるため必要と認められる</p>	避難の理由	避難先	・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 <u>(大規模な火事の指定緊急避難場所)</u>	・ <u>余震</u> がけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 <u>一時避難場所</u> <u>小・中学校のグラウンド</u> <u>(地震の揺れの指定緊急避難場所)</u>	・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域避難場所 <u>指定避難所</u>	・津波警報の発表により避難をするとき	<u>・津波浸水想定区域外</u> <u>・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル(津波の指定緊急避難場所)等</u>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
避難の理由	避難先																							
・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 <u>一時避難場所</u>																							
・ <u>(追加)</u> がけくずれ等の地変 <u>(追加)</u> により避難をするとき	広域避難場所 <u>避難場所</u>																							
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域避難場所 <u>避難場所</u>																							
・津波警報の発表により避難をするとき	<u>・海拔6m以上の高台</u> <u>・付近に高台がないときは、津波避難ビル</u>																							
避難の理由	避難先																							
・火災の拡大により避難をするとき	広域避難場所 <u>(大規模な火事の指定緊急避難場所)</u>																							
・ <u>余震</u> がけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 <u>一時避難場所</u> <u>小・中学校のグラウンド</u> <u>(地震の揺れの指定緊急避難場所)</u>																							
・有毒ガス等の危険物質の流出により避難をするとき	広域避難場所 <u>指定避難所</u>																							
・津波警報の発表により避難をするとき	<u>・津波浸水想定区域外</u> <u>・津波浸水想定区域外が遠い場合や時間に余裕がない場合は、津波避難ビル(津波の指定緊急避難場所)等</u>																							

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>は、車両・舟艇等により避難者を移送する。</p> <p>第3 <u>避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>1 <u>避難所</u>の開設</p> <p><u>避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>避難所</u>へ派遣する。</p> <p><u>(追加)</u> 開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。<u>なお</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>(1) 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを<u>避難所として</u>自動開設する。</p> <p><u>区本部からの派遣職員又は施設管理者により避難所施設の安全性が確認され次第、体育館等を避難所として開設する。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</u></p> <p>(2) 区本部長は、<u>(1)以外の</u>避難所の施設管理者等に連絡をとり、<u>施設管理者等</u>により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>避難所 (追加) 開設の指示</u>をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。ま</p>	<p>場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。</p> <p>第3 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営</p> <p>1 <u>指定避難所</u>の開設</p> <p><u>災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>指定避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>指定避難所</u>へ派遣する。</p> <p><u>なお、指定避難所の</u>開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。<u>また</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p>(1) 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを <u>(削除)</u> 自動開設する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 区本部長は、<u>指定</u>避難所の施設管理者等に連絡をとり、<u>市職員、施設管理者又は災害救助地区本部委員</u>により避難所施設の安全性が確認され次第、<u>避難所</u>を開設 <u>(削除)</u> する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡</p>	<p>備考</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>た、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p>(3) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>区本部からの派遣職員が到着するまでの間</u>、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した<u>避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 <u>避難所</u>の管理運営</p> <p><u>区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</u></p> <p>(1) ～ (2) 略 (3) 運営</p>	<p>するものとする。また、避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</p> <p>(3) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、<u>(削除)</u>避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、避難所の指定を受けた市の施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。</p> <p>(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した<u>指定避難所</u>における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者及び区本部からの派遣職員が協力して行う。</p> <p>2 <u>指定避難所</u>の管理運営</p> <p><u>指定避難所は、災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと管理組織を確立し自主運営する。</u></p> <p><u>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</u></p> <p>(1) ～ (2) 略 (3) 運営</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

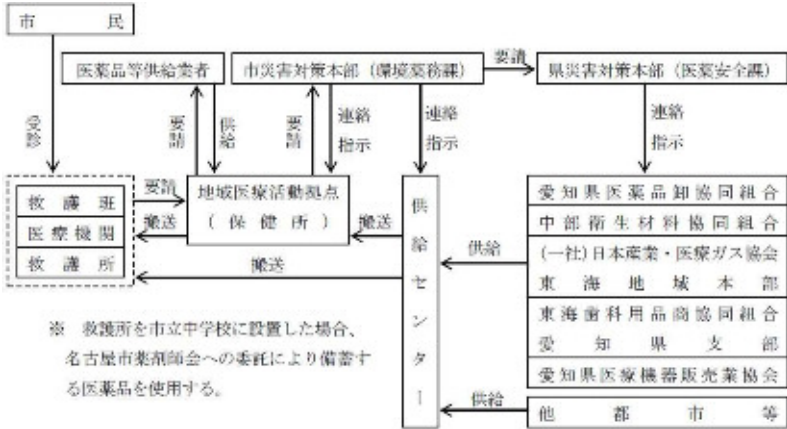
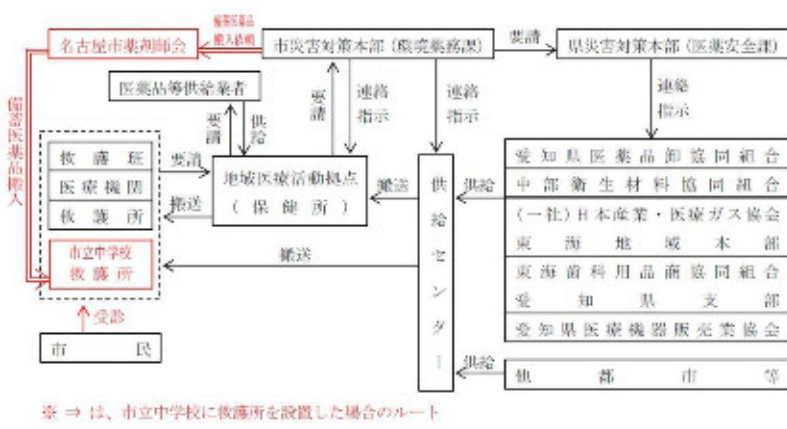
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるので、</u> 早期に<u>避難所</u>管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5 避難状況等の報告</p> <p>1 <u>避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。</p> <p>2～3 略</p> <p>第6 避難所の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>避難所になった学校施設・民間施設などでは、</u>避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>そこで避難勧告・<u>指示</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束</p>	<p><u>指定避難所の運営にあたっては、</u>早期に<u>(削除)</u>管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>略</p> <p><u>(4) 指定避難所外避難者への対応</u></p> <p><u>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。</u></p> <p>第5 避難状況等の報告</p> <p>1 <u>指定避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。</p> <p>2～3 略</p> <p>第6 避難所の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>(削除)</u>避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>そこで避難勧告<u>等</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に</p>	<p>標記の整理</p> <p>熊本地震に関する対策を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>略</p>	<p>に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>略</p>	
55	181	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救護</p> <p>1 略</p> <p>2 救護所の設置</p> <p>区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、<u>避難所</u>その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1救護</p> <p>第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急<u>措置</u>を実施する。</p> <p>(2) 第2救護</p> <p>略</p> <p>特に、<u>(追加)</u>重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立3病院、名古屋市立大学病院、名</p>	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 救護</p> <p>1 略</p> <p>2 救護所の設置</p> <p>区本部保健所班長（保健所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、<u>指定避難所</u>その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1救護</p> <p>第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、発災直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急<u>処置</u>を実施する。</p> <p>(2) 第2救護</p> <p>略</p> <p>特に、<u>中等症・</u>重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点 <u>(削除)</u> が実施する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院)が実施する。</p> <p>4 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 名古屋医療圏地域災害医療対策会議</p> <p>1 略</p> <p>2 名古屋医療圏地域災害医療対策会議の構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>総括部</u></p> <p>(3) ～ (9) 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 <u>輸血用血液の確保</u></p> <p><u>輸血用血液等が確保困難な場合は、健康福祉部長は日本赤十字社愛知県支部(東海北陸ブロック血液センター・愛知県赤十字血液センター)に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。</u></p> <p>[医薬品・衛生材料供給の流れ]</p>	<p>4 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 名古屋医療圏地域災害医療対策会議</p> <p>1 略</p> <p>2 名古屋医療圏地域災害医療対策会議の構成員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>消防部</u></p> <p>(3) ～ (9) 略</p> <p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 ～ 2 略</p> <p>3 <u>血液製剤の確保の確保</u></p> <p><u>平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。</u></p> <p><u>血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。</u></p> <p>[医薬品・衛生材料供給の流れ]</p>	<p>担当組織の修正</p> <p>対策の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		 <p>【保健衛生】 略 第1 感染症予防 ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し災害時における感染症予防活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 区本部保健所班 <ol style="list-style-type: none"> 感染症の予防指導 <ol style="list-style-type: none"> 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見 イ 略 ～ (5) 略 <p>2～3 略</p> <p>第2 保健衛生 区本部保健所班は、避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福</p>	 <p>【保健衛生】 略 第1 感染症予防 ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や指定避難所における集団発生を防ぐため、次の班を編成し災害時における感染症予防活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 区本部保健所班 <ol style="list-style-type: none"> 感染症の予防指導 <ol style="list-style-type: none"> 被災地及び指定避難所における感染症患者等の早期発見 イ 略 ～ (5) 略 <p>2～3 略</p> <p>第2 保健衛生 区本部保健所班は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、<u>避難所</u>等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、<u>避難所</u>等を巡回し、診療・相談に応じる。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>3 歯科医療救護活動</p> <p>(1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、<u>避難所</u>等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 栄養相談・指導</p> <p>被災者の<u>避難所</u>や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。</p> <p>略</p>	<p>健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。</p> <p>1 略</p> <p>2 精神医療救護活動</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中断による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、<u>指定避難所</u>等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、<u>指定避難所</u>等を巡回し、診療・相談に応じる。</p> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>3 歯科医療救護活動</p> <p>(1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、<u>指定避難所</u>等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 栄養相談・指導</p> <p>被災者の<u>指定避難所</u>や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等を行う。</p> <p>略</p>	
56	191	第15節 輸送・道路等応急対策	第15節 輸送・道路等応急対策	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【 輸送 】</p> <p>略</p> <p>第1～第2略</p> <p>第4 輸送ルート確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 水上輸送</p> <p>住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる<u>物資集配拠点</u>を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。</p> <p>略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p> <p>第1～第3略</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>【 輸送 】</p> <p>略</p> <p>第1～第2略</p> <p>第4 輸送ルート確保</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 水上輸送</p> <p>住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる<u>緊急物資集配拠点</u>を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。</p> <p>略</p> <p>【 道路等応急対策 】</p> <p>略</p> <p>第1～第3略</p> <p><u>第4 道路啓開活動</u></p> <p><u>1 道路啓開順位</u></p> <p><u>地震により緊急輸送道路が被害を受け道路閉塞した場合は、応急復旧に先立ち、原則として、名古屋市道路啓開計画に基づき、広域的な支援を受け入れるための拠点を結ぶ名古屋市啓開ルート1、地域の救助・救急活動のための拠点を結ぶ名古屋市啓開ルート2の順に道路啓開*を行う。</u></p> <p><u>2 道路啓開目標</u></p>	<p>標記の整理</p> <p>対策の追加</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第4 略 第5 略 第6 略 第7 略 第8 略 第9 略</p>	<p><u>啓開ルートは、原則として、緊急車両が通行できるよう上下線1車線ずつ確保する。</u></p> <p><u>3 道路啓開体制</u></p> <p><u>地震により緊急輸送道路が被害を受け道路閉塞した場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な道路啓開を実施する。</u></p> <p><u>また、道路占用者、中部地方整備局及び愛知県等の道路管理者とも相互に協力するものとする。</u></p> <p><u>※道路啓開</u></p> <p><u>緊急車両の通行のため、早急にがれき処理や簡易な段差修正を行い、救援ルートを切り開くこと。</u></p> <p>第5 略 第6 略 第7 略 第8 略 第9 略 第10 略</p>	
57	200	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給 略 第1 食品 1～2 略 3 飲料水・その他生活用水 (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、<u>第1章</u>第26節ライフライン施設の応急復旧</p>	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給 略 第1 食品 1～2 略 3 飲料水・その他生活用水 (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、<u>「第26節ライフライン施設の応急復旧」</u>によ</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(追加)</u>によるものとする。また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的な給水として<u>避難所</u>に備蓄した飲料水を使用する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務 表中 <u>物資集配拠点</u></p> <p>2 物資の供給フロー 表中 <u>避難所</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び<u>物資集配拠点</u></p> <p>1 輸送の基本的な考え方</p> <p>(1) 物資は、原則として<u>避難所</u>へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の<u>避難所</u>への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。</p> <p>(2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、<u>避難所</u>への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は<u>物資集配拠点</u>を開設して、</p>	<p>るものとする。また、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、津波浸水時における緊急的な給水として<u>指定避難所</u>に備蓄した飲料水を使用する。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>1 市本部物資班及び区本部の任務 表中 <u>緊急物資集配拠点</u></p> <p>2 物資の供給フロー 表中 <u>指定避難所</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 物資の輸送及び<u>緊急物資集配拠点</u></p> <p>1 輸送の基本的な考え方</p> <p>(1) 物資は、原則として<u>指定避難所</u>へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の<u>指定避難所</u>への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。</p> <p>(2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、<u>指定避難所</u>への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は<u>緊急物資集配拠点</u>を開</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各<u>避難所</u>へ輸送するものとする。</p> <p>2 <u>物資集配拠点</u></p> <p>(1) 物資班は被害状況に応じて<u>物資集配拠点</u>を開設する。</p> <p>(2) <u>物資集配拠点</u>へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、<u>避難所</u>への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、<u>物資集配拠点</u>の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p> <p>第6 国への支援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各<u>避難所</u>までに配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものと</p>	<p>設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各<u>指定避難所</u>へ輸送するものとする。</p> <p>2 <u>緊急物資集配拠点</u></p> <p>(1) 物資班は被害状況に応じて<u>緊急物資集配拠点</u>を開設する。</p> <p>(2) <u>緊急物資集配拠点</u>へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。</p> <p>(3) 物資の仕分け、在庫管理、<u>指定避難所</u>への輸送等は愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店やボランティアの協力を得て実施するものとする。</p> <p>なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、<u>緊急物資集配拠点</u>の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。</p> <p>3 略</p> <p>第6 国への支援要請</p> <p>1 略</p> <p>2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各<u>指定避難所</u>までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮する</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>する。</p> <p>第7 物資の配布</p> <p>1 物資の配布方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配布は原則として<u>避難所</u>で行うこととし、災害救助地区本部、<u>避難所</u>の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 被災後に<u>避難所</u>以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、<u>避難所</u>で生活する<u>もの</u>と同様に、原則として居住地の最寄りの<u>避難所</u>で物資を配布する。</p> <p>第8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 物資班は、<u>避難所</u>等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う<u>(追加)</u></p> <p>(3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、<u>物資集配拠点</u>への搬入を伝達する。</p> <p>(4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。</p>	<p>ものとする。</p> <p>第7 物資の配布</p> <p>1 物資の配布方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配布は原則として<u>指定避難所</u>で行うこととし、災害救助地区本部、<u>指定避難所</u>の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。</p> <p>(3) 被災後に<u>指定避難所</u>以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、<u>指定避難所</u>で生活する<u>者</u>と同様に、原則として居住地の最寄りの<u>指定避難所</u>で物資を配布する。</p> <p>第8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 物資班は、<u>指定避難所</u>等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う<u>。</u></p> <p>(3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、<u>緊急物資集配拠点</u>への搬入を伝達する。</p> <p>(4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>・あて先は市災害対策本部とし、<u>物資集配拠点</u>へ送付すること</p> <p>・略</p> <p>・略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 救援物資の輸送・配布</p> <p>(1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、<u>物資集配拠点</u>へ搬入する。</p> <p>(2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・<u>避難所</u>への輸送等、要請による物資と同様に処理する。</p> <p>(3) 区本部は<u>避難所</u>において要請による物資と同様に救援物資を配布する。</p>	<p>・あて先は市災害対策本部とし、<u>緊急物資集配拠点</u>へ送付すること</p> <p>・略</p> <p>・略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 救援物資の輸送・配布</p> <p>(1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、<u>緊急物資集配拠点</u>へ搬入する。</p> <p>(2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・<u>指定避難所</u>への輸送等、要請による物資と同様に処理する。</p> <p>(3) 区本部は<u>指定避難所</u>において要請による物資と同様に救援物資を配布する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>																								
58	205	<p>第17節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="286 1077 1048 1364"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td>1～2 略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>4～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区本部</td> <td>1～2 略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>第3 安否確認</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1～2 略	3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること	4～6 略	略	略	区本部	1～2 略	3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること	4 略	<p>第17節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="1104 1077 1865 1364"> <thead> <tr> <th>担当部</th> <th>分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td>1～2 略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>指定避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>4～6 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">区本部</td> <td>1～2 略</td> </tr> <tr> <td>3 <u>指定避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>4 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>第3 安否確認</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1～2 略	3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること	4～6 略	略	略	区本部	1～2 略	3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること	4 略	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>
担当部	分 担 任 務																											
健康福祉部	1～2 略																											
	3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること																											
	4～6 略																											
略	略																											
区本部	1～2 略																											
	3 <u>避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること																											
	4 略																											
担当部	分 担 任 務																											
健康福祉部	1～2 略																											
	3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること																											
	4～6 略																											
略	略																											
区本部	1～2 略																											
	3 <u>指定避難所</u> 及び在宅の要援護者の実態調査の実施に関すること																											
	4 略																											

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 区本部</p> <p>(1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、<u>避難所</u>への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>災害時要援護者の<u>避難所</u>もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p> <p>略</p> <p>1 要援護者の実態調査</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は<u>避難所</u>や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 <u>避難所</u>における生活の確保</p> <p>略</p> <p>(1) 福祉環境整備が行われていない<u>避難所</u>には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロ</p>	<p>1 区本部</p> <p>(1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、<u>指定避難所</u>への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部災害時要援護者班に応援を要請する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4 避難生活の確保</p> <p>災害時要援護者の<u>指定避難所</u>もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要援護者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p> <p>略</p> <p>1 要援護者の実態調査</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は<u>指定避難所</u>や地域を巡回し、継続的に要援護者の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 <u>指定避難所</u>における生活の確保</p> <p>略</p> <p>(1) 福祉環境整備が行われていない<u>指定避難所</u>には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ープを設置し段差解消を図る。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>避難所</u>内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) その他、<u>避難所</u>の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p>略</p> <p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の<u>避難所</u>では介護が困難な要援護者を避難させる。</p> <p>略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>スロープを設置し段差解消を図る。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>指定避難所</u>内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなど努めることとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) その他、<u>指定避難所</u>の管理運営にあたって要援護者に配慮した対応を取るよう働きかける。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p>略</p> <p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の<u>指定避難所</u>では介護が困難な要援護者を避難させる。</p> <p>略</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>4 略</p>	
59	215	<p>第19節 <u>ごみ・し尿・災害廃棄物</u></p> <p>地震の発生により、被災地では<u>(追加)</u>道路障害等により<u>(追加)</u>一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。</p> <p>そのため、<u>排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動等の障害ともなる。また、地震により倒壊した建築物等から発生する災害を速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。</u></p>	<p>第19節 <u>災害ごみ・し尿・災害がれき</u></p> <p>地震の発生により、被災地では、<u>大量に発生した廃棄物や</u>道路障害等により、<u>一時的に通常の体制によるごみ処理や(削除)</u>し尿の収集が困難となることが予想される。</p> <p>そのため、<u>避難者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・し尿・災害がれきの処理について、必要な対応を行う。</u></p>	名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>第1 <u>ごみ処理</u></p> <p>1 計画目標 環境部は、災害により発生した <u>(追加)</u> ごみ (以下「災害ごみ」という。) 等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の <u>作成</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>災害ごみの非常処理計画を、市内の被害状況及び環境部の被害状況を基にして作成する。</u></p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア 災害 <u>ごみの非常処理</u> 計画に <u>従い</u>、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 処理施設への <u>短期間大量投入</u> が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。</p> <p><u>オ 災害ごみは、空地・公園等の臨時集積所に、可燃物・不燃物に分けて排出するよう指導する。</u></p> <p><u>カ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、処理できない場合は、他都市の応援を要請する。</u></p> <p><u>キ 略</u></p>	<p>第1 <u>災害ごみ処理</u></p> <p>1 計画目標 環境部は、災害により発生した <u>生活系</u> ごみ (以下「災害ごみ」という。) 等の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の <u>策定</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>被害状況に応じて、「災害時特別作業計画」を策定する。</u></p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア 災害 <u>時特別作業</u> 計画に <u>基づき</u>、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 処理施設への <u>直接搬入</u> が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。</u></p> <p><u>カ 略</u></p>																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>377 台</td> <td>783 人(市職員のみ)</td> <td>897 t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	377 台	783 人(市職員のみ)	897 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>359 台</td> <td>728 人(市職員のみ)</td> <td>837 t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時借上台数	人員	最大収集能力	1 回当たり	359 台	728 人(市職員のみ)	837 t	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	377 台	783 人(市職員のみ)	897 t																	
	市有・常時借上台数	人員	最大収集能力																	
1 回当たり	359 台	728 人(市職員のみ)	837 t																	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、<u>日常生活に支障を及ぼさないようにするため</u>、避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の<u>作成</u></p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。</p> <p>イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。</p> <p><u>ウ 必要に応じて他部との連絡を密にする。</u></p> <p><u>エ し尿の非常処理</u>計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況<u>及び環境部の被害状況</u>等に基づき<u>作成</u>する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>略</p> <p>本市の備蓄で不足する災害用トイレは、被害の少ない地域の避難所<u>(追加)</u>からの移送又は他都市の<u>応</u>援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>(3) 収集方法</p>	<p>(3) 略</p> <p>第2 し尿処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、<u>(削除)</u> 避難所で使用する災害用トイレの備蓄を進めるとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 計画の<u>策定</u></p> <p>ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。</p> <p>イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ウ 災害時特別作業</u>計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況<u>(削除)</u>等に基づき<u>策定</u>する。</p> <p>(2) 災害用トイレの備蓄等</p> <p>略</p> <p>本市の備蓄で不足する災害用トイレは、被害の少ない地域の避難所<u>等</u>からの移送又は他都市の<u>支</u>援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。</p> <p>(3) 収集方法</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア <u>し尿の非常処理</u>計画に<u>従い</u>、環境隊が収集にあたる。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者<u>に</u>支援を要請する。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) し尿の処理体制</p> <p>表中</p> <p><u>・ 応援要請</u></p> <p><u>・ 他自治体等</u></p> <p>第3 災害<u>廃棄物</u>処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、<u>被災した建築物等から</u>発生する<u>廃木材及び</u>コンクリートがら<u>(追加)</u>等(以下「災害<u>廃棄物</u>」という。)を適正に処理する。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 災害廃棄物処理対策<u>臨時組織</u>の設置</p> <p><u>(追加)</u> 発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策<u>本部</u>」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。</p> <p>(2) <u>災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体</u></p> <p><u>災害廃棄物の撤去に関しては、その危険性・公共性を配慮するとともに、環境保全に留意して、その適正処理についての指導等を行う。</u></p> <p><u>倒壊</u>した建物の解体は、原則として、所有者が</p>	<p>ア <u>災害時特別作業</u>計画に<u>基づき</u>、環境隊が収集にあたる。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者<u>に</u>支援を要請する。</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) し尿の処理体制</p> <p>表中</p> <p><u>・ 支援要請</u></p> <p><u>・ 他都市等</u></p> <p>第3 災害<u>がれき</u>処理</p> <p>1 計画目標</p> <p>被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、<u>震災による建物の損壊により</u>発生する<u>(削除)</u>コンクリートがら<u>及び木くず</u>等(以下「災害<u>がれき</u>」という。)を適正に処理する。</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 災害廃棄物処理対策<u>部</u>の設置</p> <p><u>災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、</u>発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策<u>(削除)</u>部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。</p> <p>(2) <u>損壊建物等の解体・撤去</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>損壊</u>した建物の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅<u>(削除)</u>等について特別措置を国が講じた場合は、<u>本市が解体し、撤去</u>を行</p>	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>行うこととするが、<u>個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務行う。</u></p> <p>(3) 災害廃棄物の仮置場の設置 <u>災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関係機関と協力して設置する。</u></p> <p>(4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分 仮置場にて破砕不適物を除去するなど分別されて搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。</p> <p>3 協力体制 災害廃棄物の処理にあたっては、<u>次の業務について</u>資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。</p> <p><u>(1) 災害廃棄物の解体撤去</u> ア <u>倒壊建物の解体業務</u> イ <u>発生した災害廃棄物の撤去業務</u></p> <p><u>(2) 災害廃棄物仮置場の設置</u> ア <u>仮置場の維持管理業務</u> イ <u>仮置場からの災害廃棄物の搬出</u></p> <p><u>(3) 災害廃棄物の中間処理、再利用、最終処分</u> ア <u>災害廃棄物の破砕・選別処理</u> イ <u>再利用施設への搬入</u> ウ <u>埋立処分場への災害廃棄物の搬入</u></p>	<p>う。</p> <p>(3) 災害廃棄物の仮置場の設置 <u>被災現場から撤去した災害廃棄物の一時的な保管や、破砕・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。</u></p> <p>(4) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分 仮置場にて選別を行い、破砕処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。</p> <p>3 協力体制 災害廃棄物の処理にあたっては、<u>(削除)</u> 資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	

図

図

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p style="text-align: center;">災害廃棄物処理の基本的流れ</p>	<p style="text-align: center;">処理の流れ</p>	
60	223	<p>第21節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1 略 2 応急教育の実施 体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及</p>	<p>第21節 文教対策 略 第1 学校教育における応急対策 1 略 2 応急教育の実施 体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>び避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第2 社会教育における応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたりとともに、その準備のため適切な措置をとる。</p> <p>略</p>	<p>び指定避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>3 ～ 5 略</p> <p>第2 社会教育における応急対策</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や指定避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたりとともに、その準備のため適切な措置をとる。</p> <p>略</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>																								
61	226	<p>第22節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局、<u>消防局</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、 <u>消防局</u>	略	略	略	<p>第22節 ボランティアとの連携</p> <p>略</p> <p>第1 平常時の連携</p> <p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部（局）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）	略	略	略	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局 <u>(削除)</u>	略	略	略	<p>担当組織の整理</p>
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																										
略	略	略																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、 <u>消防局</u>																										
略	略	略																										
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部（局）																										
略	略	略																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局 <u>(削除)</u>																										
略	略	略																										
62	233	<p>第24節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第1 活動体制</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動</p>	<p>第24節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第1 活動体制</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動</p>																									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>表中</p> <p><u>避難所</u></p> <p>第3 災害救助地区本部</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難勧告・<u>指示</u>の伝達に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>避難所</u>の管理運営に関すること。</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1 略</p> <p>2 対策情報の伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策情報の伝達</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>住民が避難を開始し、<u>避難所</u>を開設した場合は、<u>避難所</u>開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。</p> <p>略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>略</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>表中</p> <p><u>指定避難所</u></p> <p>第3 災害救助地区本部</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>指定避難所</u>の管理運営に関すること。</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>1 略</p> <p>2 対策情報の伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対策情報の伝達</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民避難状況の報告</p> <p>住民が避難を開始し、<u>指定避難所</u>を開設した場合は、<u>指定避難所</u>の開設及び避難状況を毎正時ごとに記録し、災害対策支援情報ネットワークにて、総括部へ報告する。</p> <p>略</p> <p>3 地震、津波に関する情報等の伝達</p> <p>略</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 情報の伝達</p> <p>ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、<u>避難所</u>及び<u>広域避難場所</u>へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。</p> <p>イ 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p> <p> 区中</p> <p> <u>避難所</u></p> <p> 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告・<u>指示</u>の実施</p> <p>(1) 避難勧告・<u>指示</u>は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。</p> <p> ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。</p> <p> ア・イ 略</p> <p>(2) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、<u>避難勧告・指示を行った</u>ときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(3) 情報の伝達</p> <p>ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、<u>指定避難所</u>及び<u>指定緊急避難場所</u>へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。</p> <p>イ 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p> <p> 区中</p> <p> <u>指定避難所</u></p> <p> 略</p> <p>第6 避難</p> <p>1 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の実施</p> <p>(1) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）の発令</u>は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。</p> <p> ただし、次の場合にあつては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。</p> <p> ア・イ 略</p> <p>(2) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、<u>避難勧告、避難指示（緊急）を発令した</u>ときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>避難情報の名称変更</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(4) 実施方法 略 ア 略 イ 伝達内容 (ア) <u>勧告</u>又は<u>指示</u>の発令者名 (イ) <u>勧告</u>又は<u>指示</u>の理由 (ウ) <u>避難所</u>の名称及び所在地 (エ) ・ (オ) 略</p> <p>(5) 実施報告 避難勧告又は<u>指示の実施</u>をした場合、及び警察官、自衛官等から<u>指示を実施</u>した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。</p> <p> ア <u>勧告</u>又は<u>指示</u>の発令者名 イ ～ オ 略</p> <p>2 <u>避難所</u>の開設及び管理運営 (1) <u>避難所</u>の開設 <u>避難勧告・指示を行った場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>避難所</u>へ派遣する。</p> <p> 開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。<u>なお</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管</p>	<p>(4) 実施方法 略 ア 略 イ 伝達内容 (ア) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 (イ) <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由 (ウ) <u>指定避難所</u>の名称及び所在地 (エ) ・ (オ) 略</p> <p>(5) 実施報告 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）を発令</u>した場合、及び警察官、自衛官等から<u>避難指示（緊急）を発令</u>した旨の通知を受けた場合、次の内容により、総括部へ報告する。</p> <p> ア <u>避難勧告</u>又は<u>避難指示（緊急）</u>の発令者名 イ ～ オ 略</p> <p>2 <u>指定避難所</u>の開設及び管理運営 (1) <u>指定避難所</u>の開設 <u>災害により住家の被害を受けた者等を一時滞在させるため</u>、区本部長はすみやかに必要な<u>指定避難所</u>を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該<u>指定避難所</u>へ派遣する。</p> <p> <u>なお、指定避難所の開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。また</u>、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>理保全に十分留意する。</p> <p><u>ア 市立の小・中学校の避難所については、震度5強以上の地震が発生した場合、自動開設とする。</u></p> <p><u>イ 区本部長は、ア以外の避難所の施設管理者等に連絡をとり、避難所開設の指示をする。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏のないよう連絡するものとする。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p><u>オ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。</u></p> <p>(2) <u>避難所の管理運営</u></p> <p><u>区本部長は、開設した避難所に区本部職員を配置し、災害救助地区本部及び施設管理者等と協力して、避難者の中から選任された者を中心に避難所管理組織を整え、避難者の保護にあたる。</u></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 運営</p> <p><u>災害発生初期にはかなりの混乱が予想されるの</u></p>	<p>密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。</p> <p><u>ア 市立の小・中学校については、震度5強以上の地震が発生した場合、グラウンドを自動開設する。</u></p> <p><u>イ 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、市職員、施設管理者、又は災害救助地区本部委員により指定避難所施設の安全性が確認され次第、指定避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遺漏の無いよう連絡するものとする。また、指定避難所施設の安全確認の結果により、必要な場合は応急危険度判定士の派遣を災害対策本部に要請するものとする。</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>指定避難所の管理運営</u></p> <p><u>指定避難所は、災害救助地区本部からの指示を受けて、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと管理組織を確立し自主運営する。</u></p> <p><u>区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。</u></p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 運営</p> <p><u>指定避難所の運営にあたっては、早期に (削除)</u></p>	<p>標記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>で</u>、早期に<u>避難所</u>管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 避難状況等の報告</p> <p>(1) <u>避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 避難所の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>避難所になった学校施設・民間施設などでは</u>、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>そこで避難勧告・<u>指示</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は</p>	<p>管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>略</p> <p><u>エ 指定避難所外避難者への対応</u></p> <p><u>在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。</u></p> <p>3 避難状況等の報告</p> <p>(1) <u>指定避難所</u>を開設したときは、区本部はただちにその旨を総括部へ報告する。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 避難所の解消</p> <p>避難者の自立と自活を支援する一方で、<u>(削除)</u>避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>そこで避難勧告<u>等</u>を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に応急仮設住宅を供給する取り組みと併せ、区本部長は災</p>	<p>熊本地震に関する対策を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>略</p> <p>第7 応急救助活動</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 食品の供給</p> <p>家屋の破壊・流失等により避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯缶詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。</p> <p>食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び避難所管理組織等の協力を得て実施する。</p> <p>3 略</p> <p>4 収容施設の供与</p> <p>災害により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、避難所を供与する。</p> <p>なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。</p> <p>略</p> <p>第8 災害時要援護者対策</p>	<p>害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。</p> <p>略</p> <p>第7 応急救助活動</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 食品の供給</p> <p>家屋の破壊・流失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧（乾パン、飯缶詰等）又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。</p> <p>食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び指定避難所の管理組織等の協力を得て実施する。</p> <p>3 略</p> <p>4 収容施設の供与</p> <p>災害により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、指定避難所を供与する。</p> <p>なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、指定避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。</p> <p>略</p> <p>第8 災害時要援護者対策</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難生活の確保</p> <p>健康福祉部の指示により、<u>避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。</p> <p>(1) <u>避難所</u>への簡易式スロープ・車椅子トイレの設置及び災害時要援護者に配慮した情報の提供等</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 避難生活の確保</p> <p>健康福祉部の指示により、<u>指定避難所</u>及び在宅の要援護者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。</p> <p>(1) <u>指定避難所</u>への簡易式スロープ・車椅子トイレの設置及び災害時要援護者に配慮した情報の提供等</p> <p>略</p>	
63	249	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等<u>の防犯対象及び</u>各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、<u>取り締まり</u>を強化する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p>	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等<u>に対する防犯対策を推進するとともに</u>、各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、<u>取締り</u>を強化する。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p>	<p>標記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>警察本部長は、被災地の救援・救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>標記の整理</p>
64	260	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 略 イ 拠点給水 広域避難場所、避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。 略 ウ・エ 略 (2)・(3) 略 (4) 給水能力 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 28年6月1日 表 略 給水能力-2 (運搬給水)</p>	<p>第26節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1 給水対策 略 1 略 2 給水体制 略 (1) 給水方法 ア 略 イ 拠点給水 広域避難場所、指定避難所、区役所・支所、都市公園、局施設等に応急給水施設を整備し、当該場所で給水する。 略 ウ・エ 略 (2)・(3) 略 (4) 給水能力 給水能力-1 (配水池等の貯水量) 平成 29年6月1日 表 略 給水能力-2 (運搬給水)</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う修正</p> <p>時点修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日 表 略 給水能力-3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td><u>376</u>か所 (1,504)</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>28</u> 年 6 月 1 日 第 2 ~ 第 3 略 【下水道施設応急対策】 略 【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 第 1 電信電話施設の現況</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>26</u> 年 3 月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数 (ビル電話含む)</td> <td><u>409</u>千加入</td> </tr> <tr> <td>公 衆 電 話 数</td> <td><u>3.5</u>千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	略	略	地下式給水栓	<u>376</u> か所 (1,504)	区 分	施 設 数	加入電話数 (ビル電話含む)	<u>409</u> 千加入	公 衆 電 話 数	<u>3.5</u> 千台	<p>平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 表 略 給水能力-3 (拠点給水)</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地下式給水栓</td> <td><u>377</u>か所 (1,508)</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水能力-4 (その他) 平成 <u>29</u> 年 6 月 1 日 第 2 ~ 第 3 略 【下水道施設応急対策】 略 【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 第 1 電信電話施設の現況</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28</u> 年 3 月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施 設 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入電話数 (ビル電話含む)</td> <td><u>351</u>千加入</td> </tr> <tr> <td>公 衆 電 話 数</td> <td><u>3.2</u>千台</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	略	略	地下式給水栓	<u>377</u> か所 (1,508)	区 分	施 設 数	加入電話数 (ビル電話含む)	<u>351</u> 千加入	公 衆 電 話 数	<u>3.2</u> 千台	
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																											
略	略																											
地下式給水栓	<u>376</u> か所 (1,504)																											
区 分	施 設 数																											
加入電話数 (ビル電話含む)	<u>409</u> 千加入																											
公 衆 電 話 数	<u>3.5</u> 千台																											
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																											
略	略																											
地下式給水栓	<u>377</u> か所 (1,508)																											
区 分	施 設 数																											
加入電話数 (ビル電話含む)	<u>351</u> 千加入																											
公 衆 電 話 数	<u>3.2</u> 千台																											
65	291	<p>第 2 章 災害復旧計画 第 1 節 民生安定のための緊急措置 略 第 1 ~ 第 5 略 第 6 生活福祉資金の貸付 略 表 略</p>	<p>第 2 章 災害復旧計画 第 1 節 民生安定のための緊急措置 略 第 1 ~ 第 5 略 第 6 生活福祉資金の貸付 略 表 略</p>																									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>注1 略</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。<u>(追加)</u></p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、<u>(追加)</u> 個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 2 年以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p>第7 略</p> <p>第8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <table border="1" data-bbox="304 715 898 813"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利率(※) (年利)</th> <th>融資期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1.5%</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p>(※) 平成 <u>27</u> 年 4 月 1 日現在</p> <p>略</p>	資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考	略	略	略	1.5%	略	略	<p>注1 略</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。<u>(県社会福祉協議会による審査あり)</u></p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、<u>災害の状況及び</u>個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 2 年以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p>第7 略</p> <p>第8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <table border="1" data-bbox="1122 715 1727 813"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利率(※) (年利)</th> <th>融資期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>1.2%</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p>(※) 平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日現在</p> <p>略</p>	資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考	略	略	略	1.2%	略	略	<p>標記の整理</p> <p>標記の整理</p> <p>時点修正</p>
資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考																							
略	略	略	1.5%	略	略																							
資金名	資金の種類	貸付金額	利率(※) (年利)	融資期間	備考																							
略	略	略	1.2%	略	略																							